

2012.12.13

日本・インドネシア法律家協会会則

(名称)

第1条 本協会は、日本・インドネシア法律家協会 (Japan-Indonesia Lawyers Association (JILA)) と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、理事会の定めるところに置く。

(目的)

第3条 本協会は、日本とインドネシアの法学の研究者、法律実務家その他裁判・仲裁・ADRに関心を有する者の相互の協力を促進し、学問および実務の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① 研究会・講演会等の開催
- ② 刊行物（印刷メディア・電子メディア）等による研究成果の発表
- ③ 会員が日本、インドネシアで在外研究する場合の受入の支援
- ④ 会員相互が共同研究する場合の支援
- ⑤ 学術情報（奨学金情報を含む）の共有
- ⑥ 法律用語の対訳の確定
- ⑦ その他理事会が適当と認める事業

(会員)

第5条 以下の者で、理事会が入会を認めた者は会員となる。

- ① 法学の研究者
- ② 裁判官、検察官、弁護士その他の法律実務家
- ③ 裁判・仲裁・ADRに関心を有する者

(会費)

第6条 会員は理事会で定める会費を納入する義務を負う。ただし顧問については、会費納入義務を免除する。

(役員)

第7条 (1) 本協会に以下の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名
- ② 理事 15名以内
- ③ 監事 2名

④ 顧問 4名以内

(2) 理事、監事及び顧問は総会において選任する。

(3) 理事長は理事会において互選する。

(4) 理事長は理事の中から常務を担当する理事若干名を任命することができる。

(意思決定)

第8条 (1) 本協会の総会の意思決定は総会出席会員の過半数の意思表示をもってする。出席できない会員は、委任状を作成した上で、出席会員に意思表示を委任することができる。

(2) 本協会の理事会の意思決定は選任された理事の過半数の意思表示をもってする。

(3) 総会の決議事項について、総会を開く余裕がなく緊急な必要が生じた場合には、理事会において決議し必要な措置をとることができる。ただし、この場合は次の総会において承認を得るものとする。

(任期)

第9条 (1) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 臨時総会で選任された理事の任期は、定時総会で選任された理事の任期終了時までとする。

(3) 役員を選任する定時総会が、役員の任期の満了の日以後に開催される場合は、次の役員が選任されるまで、役員は引き続きその職務を行う。

(理事長)

第10条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。理事長に故障がある場合は、予め理事長の指名した順序で他の理事がその職務を代行する。

(監事)

第11条 監事は会計を監査する。

(総会)

第12条 本協会は毎年1回総会を開く。ただし、必要な場合は臨時総会を開くことができる。

(言語)

第13条 本協会における使用言語は、日本語、インドネシア語及び英語とする。

2012.08.11 発効

2012.12.13 改正